

特定教育・保育施設の利用定員について

平成30年 2月16日

利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、都道府県又は市町村から認可を受けた施設・事業者は、市町村から施設の運営費等の給付を受けるため、市町村に確認申請を行い、給付の対象となる施設・事業者であるとの確認を受ける必要がある。
- 確認に当たっては、市町村が利用定員を定める。
- 利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 利用定員は、次の考え方により定める。
 - ① 教育・保育施設の利用定員は20人以上とする(幼稚園は適用なし)。
 - ② 利用定員は、利用する子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定区分※ごとに定める。3号認定の利用定員を定める場合は、0歳と1・2歳に区分する。
 - ※1号認定(保育を必要とする子ども以外・満3歳以上)
 - 2号認定(保育を必要とする子ども・満3歳以上)
 - 3号認定(保育を必要とする子ども・満3歳未満)
 - ③ 利用定員は、認可定員の範囲内で、申請者の意向を十分に考慮しつつ、最近の入所者数や、今後の見込みなどを踏まえ定める。

今回は、施設の類型変更(幼保連携型認定こども園4施設、保育所型認定こども園1施設)及び新制度へ移行する施設(移行する幼稚園1施設)、合わせて6施設の利用定員を定めるため、子ども・子育て会議の意見を聴くものである。

<参考:新規確認対象施設一覧>

【平成29年度➡平成30年度】

※網掛が今回の新規確認対象施設

(箇所)

平成30年度における施設類型	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	移行する (した) 幼稚園	移行して いない 幼稚園	保育所	小規模保育 事業	事業所内保育 事業	認可外 保育施設	統合 ・ 廃園(休止)	計
平成29年度の施設類型											
幼保連携型認定こども園	(23)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
幼稚園型認定こども園	1	(11)	-	-	-	-	-	-	-	-	12
保育所型認定こども園	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	-	1
移行する(した)幼稚園	-	-	-	(11)	-	-	-	-	-	-	11
移行していない幼稚園	-	-	-	1	(2)	-	-	-	-	-	3
保育所	3	-	1	-	-	(60)	-	-	-	-	64
小規模保育事業	-	-	-	-	-	-	(1)	-	-	-	1
認可外保育施設	-	-	-	-	-	-	-	-	(20)	-	20
計	27	11	2	12	2	60	1	0	20	0	135

※()内の数字は、平成29年度から平成30年度にかけて、類型を変更しない施設の数

【地区別】

(箇所)

	幼保連携型 認定こども園	保育所型 認定こども園	移行する (した) 幼稚園	小規模保育 事業	事業所内保 育 事業	統合 ・ 廃園(休止)	内訳
東部	-	-	1	-	-	-	(幼稚園) 浪打カトリック幼稚園
南部・中部	1	1	-	-	-	-	(幼保連携型) 青森山田こども園 (保育所型) 青森認定こども園
西部・北部	1	-	-	-	-	-	(幼保連携型) 幼保連携型認定こども園 源内幼稚園
浪岡	2	-	-	-	-	-	(幼保連携型) しらゆり保育園、浪岡若葉こども園

新規の確認対象施設の利用定員

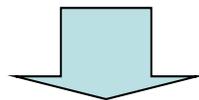
No.	施設	認定区分 定員等	合計	1号認定	2号認定	3号認定	1・2歳		0歳	
							1・2歳	0歳		
1	類型： 幼保連携型認定こども園	利用定員(H29)	60	/	36	24	20	4		
	名称： 青森山田こども園	認可定員	63	3	36	24	/	/		
		利用定員	63	3	36	24	20	4		
	地区： 南部・中部地区	過去3年間の 平均利用人数	70	/	43	27	23	4		

※過去3年間の平均利用人数は、定員弾力化により、認可定員を超えて受け入れた人数である。

【利用定員を定める際の考え方】

- ① 利用定員は20人以上である。
- ② 利用定員は認定区分(3号認定は0歳、1・2歳)ごとに区分されている。
- ③ 1号認定の利用定員については、幼保連携型認定こども園への移行に当たり、今回、定めるものであり、認可定員と一致している。

2号認定及び3号認定の利用定員については、過去3年間の平均利用人数と比較して、今回定めようとする利用定員が少ないため、利用定員分の利用は見込まれる。



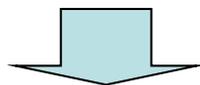
上記の考え方により、申請どおり利用定員を定めることとしたい。

No.	施設	認定区分 定員等	合計	1号認定	2号認定	3号認定	年齢	
							1・2歳	0歳
2	類型： 幼保連携型認定こども園	利用定員(H29)	204	135	45	24	24	0
	名称： 幼保連携型認定こども園 源内幼稚園	認可定員	245	167	45	33		
		利用定員	245	167	45	33	30	3
		過去3年間の 平均利用人数	217	161	33	23	23	0
地区： 西部・北部地区								

【利用定員を定める際の考え方】

- ① 利用定員は20人以上である。
- ② 利用定員は認定区分(3号認定は0歳、1・2歳)ごとに区分されている。
- ③ 1号認定の利用定員については、過去3年間の平均利用人数とほぼ同数であるため、利用定員分の利用は見込まれる。

2号認定及び3号認定の利用定員については、過去3年間の平均利用人数を上回る利用定員を定めようとしているが、2号認定及び3号認定の利用人数が増加している地区であることから、利用定員分の利用は見込まれる。



上記の考え方により、申請どおり利用定員を定めることとしたい。

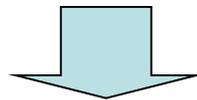
No.	施設	認定区分 定員等	合計	1号認定	2号認定	3号認定	年齢	
							1・2歳	0歳
3	類型： 幼保連携型認定こども園	利用定員(H29)	90	/	50	40	30	10
	名称： しらゆり保育園	認可定員	99	9	51	39	/	/
		利用定員	99	9	51	39	29	10
		過去3年間の 平均利用人数	83	/	50	33	25	8
地区： 浪岡								

【利用定員を定める際の考え方】

- ① 利用定員は20人以上である。
- ② 利用定員は認定区分(3号認定は0歳、1・2歳)ごとに区分されている。
- ③ 1号認定の利用定員については、幼保連携型認定こども園への移行に当たり、今回、定めるものであり、認可定員と一致している。

2号認定の利用定員については、過去3年間の平均利用人数と比較して、今回定めようとする利用定員がほぼ同数であるため、利用定員分の利用は見込まれる。

3号認定の利用定員については、過去3年間の平均利用人数を上回る利用定員を定めようとしているが、当該施設における3号認定の利用人数が年々増加していることから、利用定員分の利用は見込まれる。



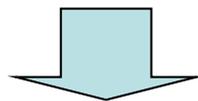
上記の考え方により、申請どおり利用定員を定めることとしたい。

No.	施設	認定区分 定員等	合計	1号認定	2号認定	3号認定	1・2歳		0歳	
							1・2歳	0歳		
4	類型：幼保連携型認定こども園	利用定員(H29)	50	/	30	20	14	6		
	名称：浪岡若葉こども園	認可定員	56	6	30	20	/	/		
		利用定員	56	6	30	20	14	6		
	地区：浪岡	過去3年間の 平均利用人数	55	/	34	21	15	6		

※過去3年間の平均利用人数は、定員弾力化により、認可定員を超えて受け入れた人数である。

【利用定員を定める際の考え方】

- ① 利用定員は20人以上である。
- ② 利用定員は認定区分(3号認定は0歳、1・2歳)ごとに区分されている。
- ③ 1号認定の利用定員については、幼保連携型認定こども園への移行に当たり、今回、定めるものであり、認可定員と一致している。
2号認定の利用定員については、過去3年間の平均利用人数と比較して、今回定めようとする利用定員が少ないため、利用定員分の利用は見込まれる。
3号認定の利用定員については、過去3年間の平均利用人数と比較して、今回定めようとする利用定員がほぼ同数であるため、利用定員分の利用は見込まれる。



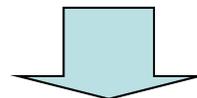
上記の考え方により、申請どおり利用定員を定めることとしたい。

No.	施設	認定区分 定員等	合計	1号認定	2号認定	3号認定	年齢	
							1・2歳	0歳
5	類型：保育所型認定こども園	利用定員(H29)	90		60	30	22	8
	名称：青森認定こども園	認可定員	96	6	90			
		利用定員	96	6	60	30	22	8
	地区：南部・中部	過去3年間の 平均利用人数	106		69	37	31	6

※過去3年間の平均利用人数は、定員弾力化により、認可定員を超えて受け入れた人数である。

【利用定員を定める際の考え方】

- ① 利用定員は20人以上である。
- ② 利用定員は認定区分ごとに区分されている。
- ③ 1号認定の利用定員については、保育所型認定こども園への移行に当たり、今回、定めるものであり、認可定員と一致している。
2号認定及び3号認定の利用定員については、過去3年間の平均利用人数と比較して、今回定めようとする利用定員が少ないため、利用定員分の利用は見込まれる。

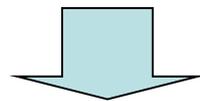


上記の考え方により、申請どおり利用定員を定めることとしたい。

No.	施設	認定区分	合計	1号認定	2号認定	3号認定		
		定員等					1・2歳	0歳
6	類型：幼稚園	認可定員	105	105				
	名称：浪打カトリック幼稚園	利用定員	75	75				
	地区：東部	過去3年間の 平均利用人数	91	91				

【利用定員を定める際の考え方】

- ① 利用定員は認定区分ごとに区分されている。
- ② 1号認定の利用定員については、過去3年間の平均利用人数と比較して、今回定めようとする利用定員が少ないことから、利用定員分の利用は見込まれる。



上記の考え方により、申請どおり利用定員を定めることとしたい。

1号認定の需給状況について

地区	H30 量の 見込み		申請前の 利用定員 等	確認申請による利用定員等の 増減			確認後の 利用定員等	差引B	
				差引A	幼保 連携型	その他		合計	
	①	②	③= ②-①	④	⑤	⑥=④+ ⑤	⑦=②+⑥	⑧= ⑦-①	
東部	(480) 622	861	(381) 239	0	△30	△30	831	(351) 209	
南部・中部	(776) 955	1,038	(262) 83	3	6	9	1,047	(271) 92	
西部・北部	(571) 578	666	(95) 88	32	0	32	698	(127) 120	
浪岡	(15) 40	27	(12) △13	15	0	15	42	(27) 2	

※()内の数値は、中間年の見直し後の計画における平成30年度の量の見込みと、これらと利用定員等との差引

- 1号認定については、確認申請前の需給状況は、差引Aのとおり、浪岡地区を除き利用定員等が量の見込みを上回っている。なお、計画の見直し後の数値と比較すると、全ての地区で利用定員等が量の見込みを上回っている。
- 今回の申請どおり利用定員を定めると、差引Bのとおりとなり、差引Aと差引Bを比較すると、東部地区において、利用定員等は計画上定めた量の見込みに近づいた数値に向かっている。
- 東部地区以外については、差引Aと差引Bを比較すると、利用定員等は計画上定めた量の見込みとの差が大きくなるが、認定こども園移行による1号認定の利用定員の増加、又は施設整備によるものである。

2号認定及び3号認定の需給状況について

地区	認定区分	H30量の見込み		申請前の利用定員	確認申請による利用定員の増減			確認後の利用定員	差引B	
		①	②		差引A		合計			
				③= ②-①	④	⑤		⑥= ④+⑤	⑦= ②+⑥	⑧= ⑦-①
東部	2号	(712) 751	723	(11) △28	0	0	0	723	(11) △28	
	3号	(630) 659	587	(△43) △72	0	0	0	587	(△43)△72	
南部・中部	2号	(1,563) 1,547	1,582	(19) 35	0	0	0	1,582	(19) 35	
	3号	(1,239) 1,583	1,247	(344) △336	0	0	0	1,247	(344)△336	
西部・北部	2号	(1,258) 1,115	1,199	(△70) 84	0	0	0	1,199	(△70) 84	
	3号	(971) 858	940	(△31) 82	9	0	9	949	(△22) 91	
浪岡	2号	(323) 327	320	(△3) △7	1	0	1	321	(△2) △6	
	3号	(216) 287	284	(68) △3	△1	0	△1	283	(67) △4	

※()内の数値は、中間年の見直し後の計画における平成30年度の量の見込みと、これらと利用定員との差引

○ 2号認定・3号認定については、確認申請前の需給状況は、差引Aのとおり、南部・中部地区の2号と西部・北部地区を除いて、利用定員が量の見込みを下回っている。

なお、計画の見直し後の数値と比較すると、東部地区の3号、西部・北部地区、浪岡地区の2号において、利用定員が量の見込みを下回っている。

○ 今回の申請のとおり利用定員を定めても、差引Bのとおり、利用定員が量の見込みを下回っている地区が生じる。